

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第769号)

平成22年3月5日

横 情 審 答 申 第 769 号

平 成 22 年 3 月 5 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年1月6日まち建審第299号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書の市内出張命令簿（13年度）から明らかなように、平成13年10月3日、検査係長が鶴見区馬場七丁目特定地番A、B、Cの土地において、特定個人名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査（写真撮影等）及び現場指導を行っているが、それらの結果の報告文書一式を審査係長に引き継いだ内部文書一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書の市内出張命令簿（13年度）から明らかなように、平成13年10月3日、検査係長が鶴見区馬場七丁目特定地番A、B、Cの土地において、特定個人名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査（写真撮影等）及び現場指導を行っているが、それらの結果の報告文書一式を審査係長に引き継いだ内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書の市内出張命令簿（13年度）から明らかなように、平成13年10月3日、検査係長が鶴見区馬場七丁目特定地番A、B、Cの土地において、特定個人名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査（写真撮影等）及び現場指導を行っているが、それらの結果の報告文書一式を審査係長に引き継いだ内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年9月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 出張終了後の報告について

平成13年当時の横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号。以下「服務規程」という。）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されている。

(2) 本件申立文書の不存在について

平成13年10月3日の鶴見区馬場七丁目の2棟とその周辺の現場調査は、市内出張命令簿によると建築局中部建築事務所建築審査課（当時。現在のまちづくり調整局建築審査課）の検査係長（以下「本件検査係長」という。）が行っている。

その結果の報告文書は作成しておらず、また、その一式を引き継いだ内部文書一

式も存在していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 仮に、本件申立文書が作成されていないのであれば、本件検査係長がわざわざ特定個人名義の2棟の違反建築物の現場に出張し、写真撮影を行う必要もなく、その現場調査の結果をもとに現場指導を行う必要もないことから、非開示理由は虚偽であることが明白である。
- (3) 平成17年当時の審査係長とのやり取りから、本件検査係長は平成13年10月3日以外にも、特定個人名義の2棟の違反建築物の現場に出張して写真撮影している。また、平成15年3月25日、当時の中部建築事務所長、建築審査課長及び審査係長（以下「本件審査係長」という。）が、特定個人名義の2棟の違反建築物の現場調査を行っていることから、本件検査係長が同地で行った現場調査及び現場指導の関係書類を本件審査係長に引き継いでいるものとする。
- (4) 仮に、本件申立文書が存在しないのであれば、市関係当局が証拠隠滅を行い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第2号に該当する違法行為であることが明白である。また、本件は市当局の職員の違法行為に係る事案であり、市長は審査会に諮問する前に当該違法行為について厳重な処分を行うべきであるにもかかわらず、かえって市当局の違法行為を隠ぺい・幫助し、これを正当化する手段として諮問を行ったものとする。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

平成13年10月3日に本件検査係長が鶴見区馬場に現場調査・現場指導のために出張していることが当時の市内出張命令簿に記録されていたことは、争いのない事実である。このときに行われた鶴見区馬場七丁目の2棟の建築物の現場調査・現場指導の結果について作成したとされる報告文書一式を、同じ課に所属していた本件審査係長に引き継いだ内部文書一式が本件申立文書であると解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成13年10月3日の鶴見区馬場七丁目の2棟の現場調査・現場指

導の結果について報告文書は作成しておらず、その一式を引き継いだ内部文書一式も存在していないとしている。

イ 当審査会では、答申第364号において、服務規程第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められないと判断している。また、同答申は、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際などに現場写真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められないと判断している。

以上を踏まえて、本件請求について検討すると、平成13年10月3日の現場調査・現場指導の結果についての報告文書を作成していないとの答申第364号における事実認定を覆すような事情の変化もないと認められた。そうすると、作成していない報告文書が本件審査係長へ引き継がれるということも考えられない。

したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

ウ 申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年1月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年1月14日 (第159回第一部会) 平成22年1月15日 (第162回第二部会)	・諮問の報告
平成22年1月22日 (第94回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年2月5日 (第95回第三部会)	・審議
平成22年2月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年2月19日 (第96回第三部会)	・審議